

先端設備等導入計画について

1 制度概要

生産性向上特別措置法において措置された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。 中小企業者は市が策定する導入促進基本計画に沿った本計画を作成し、市長の認定を受けた場合は一部の補助事業の優先採択や金融、税制支援などの措置を活用することが可能となります。

☆認定を受けられる「中小企業者」の規模

業 種 分 類	中小企業等経営強化法の定義	
	資本金の額又は出資の総額	従 業 員 数
製 造 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業	3億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

☆対象設備

種別	販売開始時期	固定資産税特例要件 最低取得価額
機械装置	10年以内	160万円以上
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上
器具備品	6年以内	30万円以上
建物附属設備	14年以内	60万円以上
ソフトウェア	固定資産税の特例は対象外	

固定資産の特例を受ける場合は、生産性向上に資する指標として旧モデル比で年平均1%以上向上している設備が対象。

☆労働生産性に関する目標

- ◆労働生産性が年平均3%以上向上すること

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}} \times \text{※}$$

- ※①労働者数
 - ②労働者数×1人当たり年間就労時間
- 上記①②のどちらかを用いて算出

- ☆対象地域・業種・事業
市内全域・全業種・全事業

☆計画期間

3年間・4年間・5年間で選択

☆申請時の提出書類

- ◆導入計画に係る認定申請書(様式第三)
- ◆先端設備等導入計画に関する確認書
- ◆工業会証明書 ※
- ◆藤枝市導入促進基本計画適合確認シート
- ◆市税完納証明書
- ※申請時に間に合わない場合は下記備考欄を参照

2 先端設備等導入計画の認定及び固定資産税の特例事務手続きの流れ

項 目		実施機関	備 考
工業会証明書	① 工業会証明書をメーカーへ発行依頼	事業者	工業会証明書の発行が先端設備等導入計画申請時に間に合わない場合は、翌年の1月1日までに工業会証明書と誓約書(様式第四)を市役所産業政策課へ提出してください。
	② 工業会証明書発行申請	設備メーカー等	
	③ 工業会証明書発行	工業会等	
	④ 工業会証明書入手	事業者	
先端設備等導入計画	⑤ 先端設備等導入計画の作成	事業者	【経営革新等支援機関】 ◆藤枝商工会議所 ◆岡部町商工会 ◆金融機関 等 【認定申請書類】 ◆先端設備等導入計画申請書 ◆先端設備等導入計画に関する確認書 ◆藤枝市導入促進基本計画適合確認シート ◆市税完納証明書 ◆工業会証明書の写し 【先端設備等導入計画の申請先】 産業振興部 産業政策課
	⑥ 経営革新等支援機関への事前確認依頼	事業者	
	⑦ 先端設備等導入計画の事前確認	経営革新等支援機関	
	⑧ 先端設備等導入計画に関する確認書の発行	経営革新等支援機関	
	⑨ 市へ先端設備等導入計画を申請	事業者	
	⑩ 先端設備等導入計画の事前の審査	藤枝市	
	⑪ 先端設備等導入計画の認定書の発行	藤枝市	
税特例	⑫ 12月中旬に償却資産申告書を送付	藤枝市	【提出書類】 ◆特例申告書 ◆計画認定通知書の写し 等 【税特例に関する申請先】 財政経営部 課税課
	⑬ 1月末までに取得した資産の取得価額等の申告	事業者	
	⑭ 固定資産税特例適用の確認	藤枝市	